

業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和 8 年度石川県物価高騰対策支援事業（医療機関・福祉施設等）運営業務

2 委託業務の概要

報酬等が公定価格として定められ、エネルギー価格・物価高騰の影響を価格に転嫁できない医療機関や福祉施設等に対し、光熱費・食材料費等の高騰分を一時金の支給により支援する。

事業の実施にあたっては、業務全般に関する豊富な知識やノウハウ等を有する事業者には運営業務を委託する。

3 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 1 1 月 3 0 日（月）まで

4 支援金概要

- (1) 医療施設分：別添 1 のとおり
- (2) 介護施設分：別添 2 のとおり
- (3) 障害者施設分：別添 3 のとおり
- (4) 児童福祉施設分：別添 4 のとおり
- (5) 公衆浴場分：別添 5 のとおり

5 委託業務の内容

本事業の遂行にあたり必要となる下記業務について実施すること。

(1) 事業実施準備

ア 運用体制の構築

事業の実施に必要となる人員、場所、備品及び設備（専用電話回線の開設及び電子メールアドレスの設定を含む。）（以下「事務局」という。）を確保のうえ、受託者及び県が執行管理できる運用体制の構築

※事務局には、従事者を統括する者を常時配置すること。

※人員配置にあたっては、支給スケジュールに照らし、事務量の多寡を考慮した配置計画とすること。

※事務局では、十分な個人情報漏洩対策や情報セキュリティ対策を講じること。

イ 郵便物の発送準備

法人等の宛名シールの作成等

※送付先リスト（医療機関・介護・障害福祉施設・児童福祉施設及び法人等（以下「法人等」という。）ごとに郵便番号・住所等を記載したもの）は県から提供予定。ただし、法人のリストが存在しない施設区分では、施設等のみに送付すること。

※封筒は県から提供する封筒を使用することとし、郵送に係る費用は受託者の負担とする。

ウ 本支援金の広報

本支援金に関する特設サイトの構築及びその他効果的な広報

※特設サイトは 8 月下旬までに構築を完了すること。

※本支援金事業が完了するまでの間、県と協議のうえ情報の更新や保守管理を行うこと。

※その他効果的な広報の提案は任意とする。

エ 事業の申請開始周知

法人等に対し、県が作成した事業案内を郵送

※申請様式は特設サイトから電子申請する形を想定。ただし、特設サイトからの電子申請が困難な法人等に対しては、申請様式を事務局から郵送することとし、郵送に係る費用は受託者の負担とする。

※申請単位は、次のとおりとし、事業案内にもその旨を明記する。

- ①医療施設分：病院、診療所（医科・歯科）、助産所、施術所（柔道整復・あん摩・はり・きゅう）、薬局
- ②介護施設分：別添2の（1）対象施設・事業所のとおり
- ③障害者施設分：別添3の（1）対象サービスのとおり
- ④児童福祉施設分：別添4の（1）支援対象のとおり
- ⑤公衆浴場分：普通公衆浴場

(2) 申請書の受付

ア 電子申請システムの構築

申請者の利便性を考慮した電子申請システムを8月下旬までに構築

イ 郵送により提出された封筒の開封

ウ 提出された申請書への受付印の押印、記入

エ 内容の確認

※特別高圧を利用する医療施設は、別途添付書類が必要（電気使用量が分かる書類等）

オ 受付件数の集計

カ その他、申請書の受付について必要な事務

(3) 申請書の審査

ア 受理した申請書について、事務マニュアル（(7)を参照）に基づく審査を実施

※対象法人等の確認は県から提供するリストを基に行うこと。

イ 申請書記入事項及び添付書類に不備や疑義があった場合、申請法人等に対する電話等での問い合わせ、修正や再提出の依頼

※申請書や添付書類の不備に対する修正や再提出の依頼にあたり、申請法人等への郵送が必要な場合に発生する費用は受託者の負担とする。

ウ 審査件数の集計

エ その他、申請書の審査について必要な事務

(4) 申請書データの入力

ア (3)の審査が完了した申請書について、必要情報（法人等の名称、住所、事業別の交付金額、振込口座等）を入力した集計データを作成

イ 集計データ入力が完了した申請書を受理日付ごと、申請単位ごとに整理し、編綴

ウ 1日ごとの処理件数を県へ報告

エ その他、申請書データの入力について必要な事務（変更交付申請があった場合の対応も含む。）

(5) 支援金の支給決定及び支払い

ア (3)の審査の結果、交付が「可」となったものについて、申請者に送付する支給決定通知の案を作成し、県へ提出すること。

イ 県が認める支給決定通知の封入、封緘、発送

ウ 支給決定された申請者に対し、口座振込により支援金を支給

※支払いは支給決定があったものから随時行い、遅滞のないようにすること。

※振込手数料は受託者の負担とする。

※対象となる法人等への口座振込は受託者名義で行うこと。

※受託者の故意又は重大な過失による振込等を怠った場合は、受託者の責任においてその損害を賠償すること。

※振込不能となった申請者については、口座情報等を確認の上、再度振り込みを行うこと。

エ 県が不支給決定した申請者に対し、不支給決定通知書の発送

オ 不正受給が発覚した場合、返還に係る業務

(6) 問い合わせ等対応

ア 事務局に専用回線を開設のうえ、必要な人員を配置し、申請法人等からの問い合わせに対応（受付時間：平日9時から17時まで）

イ 事業全般に関する問合せ等に対応できるよう、事務マニュアル（(7)を参照）を作成し、対応すること。

ウ 申請書記入方法の助言

エ 苦情対応及びその内容報告書の作成

オ その他、問合せ等対応について必要な事務

(7) 事務マニュアルの作成

審査や問合せ対応等に係る事務マニュアル（FAQ含む）を県と協議のうえ作成し、関係者間で共有すること。

(8) その他、事業の遂行に必要な一切の業務

6 スケジュール（想定）

実施期間(予定)	内容
7月24日以降	審査結果通知、契約締結、事務局立ち上げ準備
8月下旬まで	特設サイト・電子申請フォーム構築完了、事業案内の送付、申請受付開始
8月下旬～10月末	申請書受付→到着したのから順次審査、支払い
11月	事務局撤収

7 その他

- (1) 本業務を円滑に遂行するため、県が必要と認めるときは、業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (2) 業務遂行にあたり知り得た個人情報、個人情報保護法により適切に管理すること。
- (3) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、県と受託者が必要に応じて協議するものとする。

8 関係法規の順守

- (1) 関係法令を順守し、法令の趣旨に沿って業務を実施しなければならない。
- (2) 本業務は、国の「重点支援地方交付金」を活用して実施する事業であるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」の適用を受けることから、同法に基づき適正に処理される必要があることを認識しなければならない。

【医療分】支援金概要

R8. 8. 1 時点で県内に所在する医療機関等（公立は除く）に対し、支援金を支給する。

※対象医療機関は約 2, 800 箇所を想定

【対象施設・支援額】

①病院、有床診療所 … 1 床あたり 6 千円（1 施設の下限 2 万円）

（特別高圧電力を受電する病院の場合

光熱水費分（R8. 7 月及び 9 月）… 電気使用量 1 kWh あたり 1. 0 円

光熱水費分（R8. 8 月）… 電気使用量 1 kWh あたり 1. 3 円

②無床診療所（医科・歯科）、助産所 … 1 施設あたり 2 万円

③施術所（柔道整復・あん摩・はり・きゅう）、薬局（保険薬局に限る）… 1 施設あたり 1 万円

【介護施設分】支援金概要

R8.8.1時点で県内に所在する高齢者施設（公立は除く）、救護施設に対し、支援金を支給する。

※対象施設は約 2,400 箇所を想定

(1) 対象施設・事業所

①入所系

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護(※)、短期入所療養介護(※)、救護施設 ※空床利用型除く、保険医療機関のみなし指定（介護保険法第 71 条）は除く

②通所系

通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、通所型サービス事業所

※保険医療機関のみなし指定（介護保険法第 71 条）は除く

③訪問系

訪問介護、訪問リハビリテーション、訪問入浴介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、訪問型サービス事業所、介護予防支援、福祉用具貸与・販売

※保険医療機関のみなし指定（介護保険法第 71 条）は除く

(2) 支援額

①入所系…定員 1 名あたり 3 千円

②通所系…1 施設あたり 3.3 万円

③訪問系…1 施設あたり 1.7 万円

【障害者施設分】支援金概要

R8.8.1時点で県内に所在する障害福祉施設（公立は除く）に対し、支援金を支給する。

※対象施設は約1,000箇所を想定

(1) 対象サービス（※共生型サービス及び基準該当サービスは除く）

①入所系

施設入所支援、共同生活援助、短期入所（空床型を除く）、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

②通所系

療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、放課後等デイサービス

③訪問系

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助

(2) 支援額（※通所系、訪問系において、同一所在地で複数サービスの指定を受けている場合は、該当するいずれか1つのサービスに係る支援額を限度とする。また、訪問系において、同一所在地で障害福祉サービスと介護サービスを併せて提供している場合は、介護サービスのみでの申請に限る。）

①入所系…定員1名あたり3千円

②通所系…1施設あたり3.3万円

③訪問系…1施設あたり1.7万円

【児童福祉施設分】支援金概要

R8.8.1 時点で県内に所在する保育施設等（公立は除く）に対し、支援金を支給する。

(1) 支援対象

光熱費高騰の影響を受けている以下の施設

- ① 私立保育所、私立認定こども園、私立地域型保育事業所、私立幼稚園
- ② 民営放課後児童クラブ
- ③ 児童養護施設、自立援助ホーム、乳児院、母子生活支援施設、ファミリーホーム

(2) 支援額

- ① 私立保育所、私立認定こども園、私立地域型保育事業所、私立幼稚園
…定員 1 名あたり 0.5 千円
※対象施設は約 286 施設を想定
- ② 民営放課後児童クラブ … 1 施設あたり 5 千円
※対象施設は約 310 施設を想定
- ③ 児童養護施設、自立援助ホーム、乳児院、母子生活支援施設、ファミリーホーム
…定員 1 名あたり 3 千円
※対象施設は約 15 施設を想定

【公衆浴場分】支援金概要

R8.8.1 時点で県内に所在する普通公衆浴場（公立は除く）に対し、支援金を支給する。

※対象施設は43箇所を想定

(1) 対象施設

光熱費高騰の影響を受けている普通公衆浴場

(2) 支援額

1施設あたり6万円